

委第 1 号議案

新座市議会傍聴規則の一部を改正する規則

上記議案を別紙のとおり提出いたします。

令和7年8月22日提出

提出者 新座市議会議会運営委員会
委員長 鈴木 芳宗

提 案 理 由

本規則は、時代の経過とともに一般的に使用されない語句や現状にそぐわない条項が出てきたため、文言等の整理を行おうとすることから、この案を提出する。

新座市議会傍聴規則の一部を改正する規則

新座市議会傍聴規則（昭和49年新座市議会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。
- (3) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（傍聴の手続）</p> <p>第3条 会議を傍聴しようとする者は、<u>所定の</u>場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入し、傍聴券を受けなければならない。</p> <p>（議場への入場禁止）</p> <p>第7条 傍聴人は、<u>議場</u>に入ることはいできない。</p> <p>（傍聴席に入ることができない者）</p> <p>第8条 次の各号に該当する者は、<u>傍聴席に入ることができない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 凶器その他危険のおそれのある<u>物</u>を持っている者 (2) <u>ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者</u> (3) 酒気を帯びていると認められる者 (4) <u>その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者</u> <p>2 <u>議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。</u></p> <p>3 <u>議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。</u></p> <p>（傍聴人の守るべき事項）</p>	<p>（傍聴の手続）</p> <p>第3条 会議を傍聴しようとする者は<u>所定の</u>場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入し、傍聴券を受けなければならない。</p> <p>（議場への入場禁止）</p> <p>第7条 傍聴人は<u>議場</u>に入ることはいできない。</p> <p>（傍聴席に入ることができない者）</p> <p>第8条 次の各号に該当する者は、<u>傍聴すること</u>ができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 凶器その他危険のおそれのある<u>器物</u>を持っている者 (2) 酒気を帯びていると認められる者 (3) <u>旗、のぼり、プラカードその他氣勢を示すおそれあるものを持っている者</u> (4) <u>前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある者</u> <p>（傍聴人の守るべき事項）</p>

第9条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛にすること。
- (2) 議場における言論に対して拍手、その他の方法により、公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。
- (3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。
- (4) 飲食（水分補給の場合を除く。）又は喫煙をしないこと。
- (5) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

（写真の撮影、録音、録画、放送等の制限）

第10条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしようとするときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

（係員の指示）

第11条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

（傍聴人の退場）

第12条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、直ちに退場しなければならない。

第9条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手、その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙しないこと。
- (6) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) その他、議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

（写真、映画等の撮影及び録音等の制限）

第10条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音をしようとするときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

（係員の指示）

第11条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

（傍聴人の退場）

第12条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。